

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

A

第1. 問1

30/50

1. Xは1200万円を支払うと引き換えにYの立退きを求め
ているため、裁判所は2000万円の立退料を認めざる
22は、Xの申立てた裁判対象を広げる22により、処
分権主義(民事訴訟法(以下略)246条)に反してい
か問題になる。

訴訟物の特定と
本件での判決が一部
認容判決であること
の指摘が必きかて
思います。

本問では
①一部認容判決の可否
②増額修正の程度
(1200→2000万円可否)
という二つの論点がある。
①、②を分けて論じた
方がよいです。

1) 処分権主義の趣旨は、①原告の合理的意思の
尊重と、②被告の不意打ち防止である。この2つに反
なければ、紛争の一回的解決に資するため、処分権主
義に反しないと解する。

12. 本件について、まず②について、1200万円の立退料を
800万円増額したとしても被告は、むしろ金額が増
えるため有利であり、また、被告は、原告は1200万円と
明示したことから、最低でもこの金額は払うとして、
1200万円以上について、防衛しているといえる。したがって、立
退料2000万円としても被告の不意打ちにはならない(②
充足)。

当てはめは
良くしています。

次に、①について、Xは1200万円または立退料を支払う
意思があるといえるか。この場合では、1200万円と指定
して2000万円の支払いを求めることは原告の合理的意
思に反するといえる。

この記載は
不安のように思います。

この点、しかし、Xは1200万円と引き換えに、と明示
している。この金額は、不動産鑑定士の評価に基づい
て算定されたものであり、~~1200万円~~立退料としては
1200万円が一応適正価格として認識しているという
趣旨といえる。また、Xは、本件建物の撤去後に高
層ビルを建てる予定であり、Yの立退きを前提とした

1 ページ
裏面へ

土地利用計画を定めていること、本件建物は腐朽破
壊が甚だしく、補強工事に1億円以上の費用がか
かることから、本件建物撤去は確定事項であると
いう。そうすると、本件建物を撤去するに際しYには火事
立退いてもらう必要があり、支払える範囲の立退料が
は、多少上かっても支払いたいという意思があると解さ
れる。そうすると、1億円の補強工事代と比べると、
2000万円は安く、特にXの主張が1200万円より800万円
程度高くなるにすぎている。

したがって、Xは2000万円を立退料と見做し、
YもYを退居せたいと意思している^{と解せられる}合理的な
意思解釈により(1)充足。

(3) よて、①②は充足したため、2000万円の支払についての
引換はYに明渡請求を行うことは、処分権主義
に反しないといえる。

2. 2X上の2212より、裁判所は、2000万円の引換、たと
もに本件建物の明渡しを命じることを認めらる。

第2. 問2. 良く書いてます 30/30

1. Xが求める立退料1200万円と800万円との差額がこ
えは処分権主義に反しないか。判断基準は上記の用
いにあるところ、以下、検討する。

ゆえ、まず、①について、Xは支払いを要する金額が安く済んでお
り不利益はない、特に、Yの立退を求めたことは
行かなくてはならぬ。Xの意思に反しないといえる。したが
って、原告の合理的な意思に反しない。(1)充足。

もっとも、②について、Yとしては、Xが1200万円と立退料
を明示しているから、低くてもこの金額は払うべきかと思
い、防衛しているといえる。そのため、この金額を下回る
立退料が認定されたら、被告の防衛の範囲外
である。したがって、結局のところは不意打ちにあたる(2)

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

不充足)。

(2) しかし、2. 要件を充足せず、処分相違に反するといえる。

(3) 上記審判所は、立証料2500円との引換に本件建物明渡請求を認めらる。

第3. 問3. 10/20

1. 後訴のYがXへの立証料の支払請求は、前訴のXがYへの引換給付判決を前提として請求しており、後訴と前訴は先後関係にある。

そのため、前訴の既判力(114条1項)は後訴に及ぶため、当事者の主張の趣旨と、後訴裁判所へ拘束力から見て。

2. 2. は、前訴の既判力はどの範囲に及ぶのか。

(1) この点、前訴の請求範囲は、2500円との引換に本件建物明渡請求であり、既判力は「主文に包含」されるため(114条1項)、本件建物明渡請求の存在に既判力が及んでいる。すなわち、2500円との引換とは、明渡請求の履行方法の指定であり、理由中の判断である。

したがって、立証料の金額については既判力は及ぶ。

(2) また、立証料は訴訟行為である前訴において主要な争点として、当事者間の攻撃防御行為尽くされ、審判所の審判対象となつた事由である。そのため、後訴において再び争うことは、実質的に前訴の蓋し返しである。したがって、立証料の金額についての主張は信義則におと、遮断されようと思われる。

同じく。

前訴と後訴の争点は別と分析し、前訴の既判力が後訴に及ぼすことと指摘すれば入ります。

なお、答書を見るに「先後関係」の理解が不十分であるように思いますが、この点も基本書を読んで、見解も含めて確認するようにしてください。

単に、既判力は、争点たる権利関係の存在について生じるため、それ以外については生じないことを指摘すれば入ります。

3 ページ

裏面へ

(3) しかし、インバウンド需要の消滅による地価の著しい低下や景気の悪化により立派料が変更されているという事情は、前回の口頭弁論終結後の新事由といえないか。

この点、借地借家法11条1項が経済的事情の変動により、地代等の額の増減を認めていることからして、Xの主張する、地価の著しい低下や景気の悪化により立派料が変更されているという事情も、同法11条1項を類推適用して、変更立派料の金額の変更を認めるべきであると考えらる。

(4) したがって、Xの主張する事實は、前回の口頭弁論終結後の新事由(2あり)。裁判官による判断は受けな

3. よって、裁判所は、これらXの主張について、再度審理して判断すべきことになり、Yの請求を棄却する。以上、

全体的に良く書けています。

文章も読みやすいので、とても良いです。

若干法的知識の不足が見えるので、論文を書いた後、都度復習をし、更なる法的知識を得ていた方がいいと思います。

村田

信義則による返還なのか、既判力による返還なのかという点で、ここは、信義則による返還だと思います。

第1 問1

論証の流れとしては、引換給付判決の一部認容判決であるとして、まず指摘した上で、その一部認容判決が246条との関係で付されるのかという点の争点に思います。

- 1 Xは本件建物の賃貸借部分について、その明渡しを求める訴えを提起した際に、その訴状において、1200万円の支払いと引換えに本件建物の明渡しを求める旨記載しており、そもそもこのような引換給付を条件とする判決は当事者の処分権主義（民事訴訟法（以下、省略）246条）に反し許されないのではないか。いわゆる引換給付判決の可否が問題となる。
- 引換給付判決は、本来であれば原告が即時無条件で係争物の給付を請求するところに、条件付きで給付の訴えを認容する性質を有するから、一部認容判決と同質である。

趣旨の点

そして、処分権主義の現れである246条の趣旨は、当事者意思の尊重にあり、その機能は当事者への不意打ちを防止することにあるから、一部認容判決も、①原告の合理的意思に反せず、②被告に対する不意打ちとならない限りで認められると解する。

- 2 では、本問のように、Xが1200万円の給付と引換えに本件建物部分の明渡しを請求しているところ、裁判所がその金額を超える2000万円の支払いを条件に本件建物部分の明渡しを命じる判決をすることができるか。

- (1) これについて、上記①②によって判断する。
- (2) 本問では、Yにとって、2000万円の支払いと引換えに本件建物部分の明渡しをすることが、不意打ちとなることはない（①充）。しかし、Xは1200万円の給付と引換えであればこれに応じる旨主張しているところ、これに反してこの金額以上の条件を付することはXの合理的意思に反する（②不充）。

いずれも当てはめが薄いです。なぜ不意打ちとならないのか。また、Xの合理的意思に反するの点と明白に説明する必要があります。

- (3) したがって、裁判所は、本問のように 2000 万円の引換え給付を命じる判決をすることはできない。

第 2 問 2

- 1 本問のように、X が 1200 万円の給付と引換えに本件建物部分の明渡しを請求しているところ、裁判所がその金額を下回る 800 万円の支払いを条件に本件建物部分の明渡しを命じる判決をすることは、246 条に違反しないか。
- 2 これについて、同じく上記①②によって判断する。
- 3 本問では、1200 万円の支払いについては応じる旨の X の主張は、「1200 万円までの支払いであればこれに応じる」との趣旨であると解されるから、800 万円の支払いで本件建物部分の明渡しを受けることができることは、X の合理的意思に反することはない。

また、給付の訴えは即時無条件が原則形態であるから、X の主張する 1200 万円とならずとも、800 万円の支払いを受けることは Y にとって不意打ちとなることはない。 ↳ Y にとっては、予想を超える不利な差違となり、不意打ちであることもない。通常かと思いますが。

- 4 したがって、裁判所は、本問のように、800 万円の引換え給付を命じる判決をすることができる。

第 3 問 3

- 1 Y が X に対して立退料の支払いを求めて訴えを提起することは、確定した 2500 万円の引換え給付判決の既判力に反しないか。判決の主文における引換え給付部分に既判力が生じるかが問題となる。
- 2 そもそも、既判力は判決主文の訴訟物についての判断に限り効力を生ずる（114 条 1 項）なぜなら、当事者間の争訟の処理としては、現に当事者が判決による処理を求めた訴訟物の存否についての主文の判断に既判力が生じれば

ばそれで足りるからである。

本件では、確かに、「2500 万円の支払いを受けるのと引換え」であることが判決の主文上に記載されることとなる。しかし、かかる引換え給付文言は強制執行開始条件（民事執行法 31 条）として注意的に記載されるにとどまり、訴訟物を構成しない。

したがって、②2500 万円の引換え給付部分の文言に既判力は生じない。

3 よって、Y は立退料の支払いを請求する訴えを提起できる。

→ あくまで問いは、「Y の請求が認めらるか」 以上
なので、「訴えを提起できる」で論議を終わってしまうのは、
良くありません。
問いには答える姿勢をもちましょう

<総評> B

- 結論
- 法的三段論はきろくを意図しているが、
当てはめが薄い印象を受けた。
 - 出題者が想定していた手続論とは、いすくも異なる
結論をとっていました。このあたりの感覚は、判例を読むことで
磨かれると思うので、少なくとも自選の事案の概要と判旨の当て
はめ部分は読み込めやうにしてください。
 - コレバクは論証で文章は読みやすかったです。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

A

第1問 17 30/50

1. 裁判所は、立退き料 2000 万円の支払いと引き換えに本件建物部分の明渡しを命じる判決を下している。Xの申立ては立退き料 1200 万円であり、これを超えるため、246 条に反ししか。一部認容判決の可否の問題になる。

内退退退
900d

(1) 246 条の趣旨は、当事者の意思尊重及び被告の不意打ち防止である。そこで、申立ての範囲内であれば、一部認容判決をすることも被告に不意打ちとはならない。全部棄却もするとも当事者の合意の意思に合致する。接点部分がよいです。

10 (2) 一部認容判決をすることも認められる。と解すべきである。

(4) 本件では、立退き料が X の請求訴訟物 OK 賃貸借契約終了に基づき建物明渡請求であり、裁判所も本件建物部分の明渡しを命じている点では一致する。

当てはめて
良くてよいです。

15 立退料は、建物明渡の前提として訴訟物に内包されるもので、立退料が高いほど被告にとっては不意打ちではなくむしろ有利である。原告にとっても建物明渡しを認めさせるのであるから受忍限度内であり、合理的な意思に合致する。246 条に。

このように解釈は
正確であり、また
基本法に基づいて
いる用語を用いる
ようにしてよい。

(3) (2) 裁判所の判決は一部認容判決として、246 条に違反しない。よって正しい接点部分です。

20 (4) よって、裁判所が 2000 万円の立退料の支払いと引き換えに本件建物部分の明渡しを命じることも認められる。

このことを用いて
もっと詳しく論じ
ていくとよいです。

第2問 17 30/30

1 裁判所が 800 万円の立退料の支払いと引き換えに本件建物部分の明渡しを命じる判決をすることが、246 条に反ししか。

25 (1) [問1] と同様に、立退料は訴訟物である賃貸借契約終了に基づき建物明渡請求権の前提条件として訴訟物に内包される。

訴訟物自体が認められる以上、当事者の意思に反し…とも思われる。

ページ

裏面へ

立退料が特約で定めると、Xにとりては有利で、

~~また、立退料が支払、原告の全部棄却判決を以てXにとりて合意でもある~~

LM、立退料が特約で定めると、Yが得る金額が減少する金額は減少

する。Yにとりて不意打ちとなる。 good

よって、60万円の立退料の支払と引換えて、本件建物の明渡と明ける判

決とすることを許さない。

第3. 「同じ」3. 0/20

1. 立退料 2500万円の支払いと引換えて、本件建物部分の明渡しと

命じる判決(前訴判決)という。彼に生じた、インフラ需要の

消滅からの地価の著しい低下、または景気の悪化を以てYの

Xに対する立退料支払請求(以下「本後訴」)で主張するが、

(1) 本、前訴判決の既判力が生じるのはどの部分か、既判力の客観

的範囲が問題になる。0.4

審判の事実認定の観点から、既判力は「主文に包摂するもの」(

114条1項)であり、訴訟物の存否に生じる。

引換給付文言については、訴訟物たる権利関係とは当に5割も

の、給付請求権の範囲を画定せず、当事者に主張

立証の機会が与えられて、既判力の正当化根拠たる手続保障も

確保されている。また、紛争の蒸し返し防止のために、既判力の

認められている。

そこで、引換給付文言についても既判力が生じる。

本件 前訴判決の「2500万円の支払いと引換に」という部分も

既判力が生じる。

(2) それ、既判力の消極的作用は、前訴判決の内容に預かる主

張を後訴で争い、争うものであると、本後訴で立退料を争うこと

は、既判力に抵触しない。

既判力の時効基準の問題とする。

既判力の正当化根拠は手続保障の充足に基づく自己責任

にあると、前訴の審判の口頭弁論終結までは攻撃防御

方法を提出して、手続保障がある。

そこで、既判力の基準時は事実審口頭弁論終結時である。

このような
論は一般に
ではないとい
います。

さらに判例に
おいておいて
は、

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

地価の低下はまた景気の悪化は、本件前訴判決の判断口頭弁論
 終結後の事由であり、既判力の消極的作用により主張は遮断^{（権利の喪失）}とも思^{（権利の喪失）}
 (3) ~~え~~とも、立退料は、正当事由の補完として金額が決定され、^{（権利の喪失）}この種類で
 住居を探究費用^{（権利の喪失）}や、立退料とに^{（権利の喪失）}損害を^{（権利の喪失）}地価に反映する面もある。
 5 前訴判決時の、他価は、イバウト需要^{（権利の喪失）}を^{（権利の喪失）}反映した他価の高
 騰を反映し金額である。~~イバウト~~後訴でイバウト需要の消滅^{（権利の喪失）}の
 地価の著しい低下^{（権利の喪失）}また、~~景気の悪化~~を主張する^{（権利の喪失）}は、前訴判決に
 内在する事由で再び主張することにより、紛争の蒸し返し及び判決の猶
 10 成生じる。既判力の趣旨である紛争の蒸し返し及び判決の矛盾折
 角に反する。
 よて Y の請求は認められず、
 一方景気の悪化については、前訴の地価の高騰原因として主張
 されず、前訴口頭弁論終結後の事情である。
 よて Y の請求は、イバウト需要の消滅^{（権利の喪失）}の^{（権利の喪失）}地価
 15 (4) よて Y の請求は認められず、
 以上、
 <総評>
 ○ 論証の流れはとて分かりやすく、良く書けています。
 ○ 一般的用語と使用していない箇所も見られたので、
 20 法律用語については、判例や基準に書かれているものを
 使うようにしてください。
 ○ 判例・通説は押さえておくようにしましょう
 (訂正)
 25

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。